財　産　目　録

令和3年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ　資産の部						
1　流動資産						
現金預金						
現金	金庫		運転資金として			24,637
普通預金	肥後銀行託麻東支店　他		運転資金として			94,821,046
事業未収金	熊本県国民健康保険団体連合　他		3月分支援給付費収入　等			44,980,197
原材料	木村屋商事　他		パン原材料ほか			576,988
前払金	門川　頼俊		借地料			80,000
流動資産合計				0	0	140,482,868
2　固定資産						
（1）　基本財産						
土地	(桜木会)熊本市東区小山4丁目9番88		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用			24,675,000
建物	(桜木会)熊本市東区小山4丁目9番88、9番93　託麻ワークセンター	1998年度	第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	95,239,500	63,325,875	31,913,625
	上記増築	2003年度	同上	37,884,000	19,893,268	17,990,732
	上記増築	2009年度	同上	9,385,000	4,368,591	5,016,409
	上記増築	2011年度	同上	15,497,748	5,729,302	9,768,446
	上記増築	2020年度	同上	1,897,720	126,514	1,771,206
	さんりん舎	2018年度	同上	58,367,456	8,605,814	49,761,642
	小計					116,222,060
基本財産合計				218,271,424	102,049,364	140,897,060
（2）　その他の固定資産						
土地	（桜木会）熊本市東区小山4丁目1184		新規に開設する事業のための用地			24,400,000
建物	ｼｬｯﾀｰ物置　等	2000年度	第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	4,881,792	3,823,970	1,057,822
構築物	A型建物衛生設備		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	830,000	97,315	732,685
機械及び装置	ビニール製袋機　他		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	10,966,440	7,302,197	3,664,243
車輌運搬具	ﾊｲｴｰｽﾜｺﾞﾝ　他8台		利用者送迎用	29,060,818	24,422,866	4,637,952
器具及び備品	デスクトップパソコン他		第二種社会福祉事業である、障害福祉サービス等に使用	33,756,320	27,610,446	6,145,874
権利	電話加入権		施設設置負担金として	152,800	0	152,800
熊本県退職共済預け金	熊本県社会福祉協議会		熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済制度における引当資産	6,872,303	0	6,872,303
長期前払費用	損害保険料　他		車輌、損害保険費用として			1,433,661
その他の積立金	肥後銀行託麻東支店定期預金		将来における施設・設備整備の目的のために積み立てている定期預金	52,000,000	52,000,000	52,000,000
その他の固定資産	リサイクル預金		リサイクル預金			8,790
その他の固定資産合計				138,520,473	115,256,794	101,106,130
固定資産合計				356,791,897	217,306,158	242,003,190
資産合計				356,791,897	217,306,158	382,486,058
Ⅱ　負債の部						
1　流動負債						
事業未払金	3月分事業者未払　他					31,058,062
職員預り金	さくら会、住民税ほか					223,925
流動負債合計				0	0	31,281,987
2　固定負債						
退職給付引当金	熊本県社会福祉協議会					6,872,303
固定負債合計				0	0	6,872,303
負債合計				0	0	38,154,290
差引純資産				356,791,897	217,306,158	344,331,768

（記載上の留意事項）
・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
・車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
・預金に関する口座番号は任意記載とする。